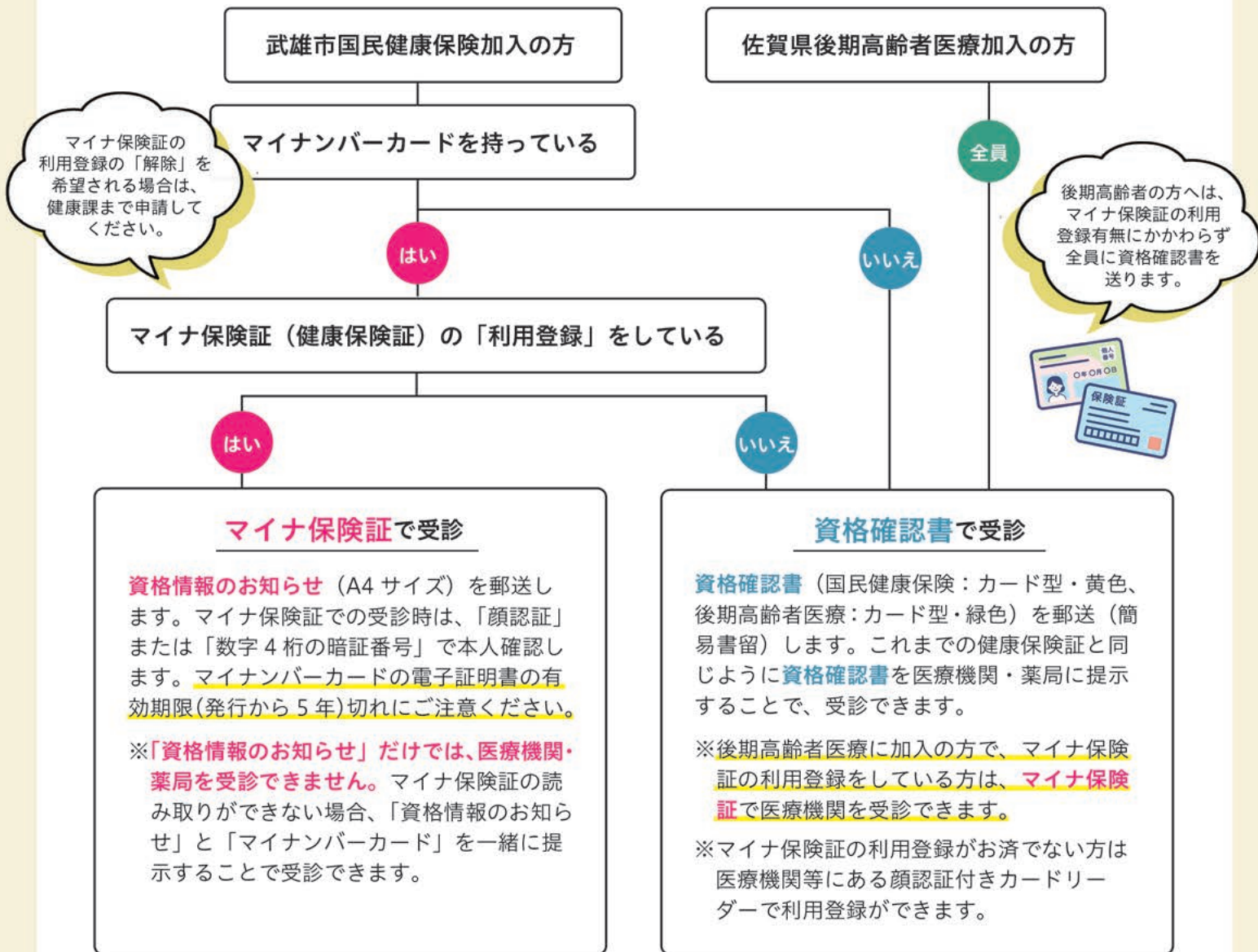


医療機関・薬局の受診はマイナ保険証で！

令和6年12月から従来の健康保険証は新たに発行ができなくなり、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード【**マイナ保険証**】を基本とする仕組みに移行しています。

お持ちの健康保険証は8月1日より順次使えなくなるため、従来の健康保険証に代わる「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」を7月下旬に随時郵送します。



＼ こんな時に便利！安心！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 特定健診結果や診療情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、ご自身の健康・医療データに基づく、より良い医療が受けられる。
- ✓ 薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、薬の危険な組み合わせ等のリスクが減少する。
- ✓ 突然の手術・入院でも高額な支払いが不要になる。(限度額適用認定証の申請手続きが不要になる)
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急措置や病院の選定、搬送先の病院で活用される。

この他にも、日常生活の中で利用できることが増えています。
ぜひ、日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください。



▲マイナ保険証
について
(厚生労働省ホームページ)